

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 28 年 9 月 5 日

公益社団法人京都府農業総合支援センター理事長 小 田 一 彦

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

平成 28 年度農業用機械・施設リース事業農業用機械・施設貸付業務（稗田野町実践農場）に係る園芸用パイプハウス及び付帯施設並びに農産物保冷库の賃貸借一式

(2) 業務の仕様等

物件明細書（別紙 1）、仕様書（別紙 2）及び入札事前説明概要書（別紙 3）のとおりに

(3) 契約期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの間

(4) 納入場所

亀岡市稗田野町

2 契約条件を示す方法

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び方法等

当法人のインターネットホームページにおける閲覧及びダウンロード

(2) 契約に関する事項を担当する部署

公益社団法人京都府農業総合支援センター担い手育成課

所在地 京都市上京区丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館内

電 話 075-417-6847

3 入札参加の資格等

(1) 農業用機械等の賃貸業を行う旨を定款で定める等、同賃貸業を行う資格を有する株式会社、

有限会社、合資会社、合名会社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は公益法人であること

(2) 契約の履行が確実に認められる者であること

(3) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること

4 一般競争入札参加申請書の提出及び参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書を次により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した参加申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 28 年 9 月 15 日（木）午後 5 時

(2) 提出場所

2 の（2）に同じ

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期限までの土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

提出期限までに必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

5 入札手続等

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 執行日時

平成 28 年 9 月 20 日（火）午前 11 時

イ 執行場所

京都市上京区丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館 2 階
京都府農業会議相談室

- (2) 入札書の様式
別紙のとおりとする。
- (3) 入札の方法
持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定方法
当法人が算定する予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否
要する。当法人所定の様式により作成するものとする。
- (7) 入札保証金
免除する。
- (8) 契約保証金
免除する。
- (9) 代理入札
代理人により入札をしようとするときは、委任状を入札書とともに提出しなければならない。
- (10) 入札の中止
入札参加者が 1 名の場合は、入札を行わない。
再度入札の場合は、入札参加者の棄権又は入札の無効若しくは失格により再度入札に参加できる者が 1 名となったときは、これを行わない。
- (11) 無効又は失格
次に掲げる事項に該当する者の入札は、無効又は失格とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人として行った入札を含む。）をした者
 - ウ 入札に関し連合等の不正行為をした者
 - エ 金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱又は不明な入札書若しくは金額を訂正した入札書で入札した者
 - オ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
 - カ 予定価格を超える価格で入札をした者
 - キ 再度の入札において、前回の入札のうちの最低の入札価格以上の価格で入札をした者
 - ク その他入札条件に違反した者
- (12) 入札の辞退
入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
なお、入札の辞退は、原則として事前に別紙「入札辞退届」により行うものとする。
- (13) 消費税等免税事業者申出
落札者となった者で、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、落札決定後速やかに別紙「消費税等免税事業者の申出書」を提出すること。

(別紙) ①

リース物件明細書

機械・施設名	規格・仕様・付属品等	設置予定場所
パイプハウス 及び付帯施設 農産物保冷库	パイプハウス (25φ 6m×33m、6m×30m) 2棟 付帯施設 ポンプ及び配管一式 GB32H	亀岡市蕨田野町

○ リース期間 5年 (60ヶ月)

(別紙2)

農業用機械・施設リース事業農業用機械・施設貸付業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、公益社団法人京都府農業総合支援センター（以下「甲」という。）が京都府の就農支援事業「担い手養成実践農場」の研修者（以下「事業参加者」という。）に転貸するため、リース事業者（以下「乙」という。）が別表(1)記載の物件（以下「物件」という。）を買い入れて甲に貸し付ける業務に必要な作業内容等を定めるものである。

(準拠する規程等)

第2条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係規程等に従って行うものとする。

- (1) 農業用機械・施設リース事業実施規程
- (2) 農業用機械・施設リース事業事務取扱要領
- (3) その他関係法令及規則等

(業務担当者)

第3条 乙は、本業務の着手に先立ち、各作業における業務担当者について、甲に通知するものとする。

(疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、本業務遂行上知り得た事項を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(貸与する物品及び資料等)

第6条 甲が貸与する物品及び資料等は、慎重に取り扱い、破損、紛失がないよう注意しなければならない。

第2章 作業内容等

(物件の購入先)

第7条 乙は、事業参加者がリース期間中に物件の保守、点検及び整備を円滑に実施できるよう、別表(2)の条件にかなう物件購入先から物件を購入するものとする。

(物件の搬入)

第8条 乙は、物件を別表(3)記載の場所に搬入するものとする。

2 物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、乙は、直ちにこれを解決するものとする。

(リース期間)

第9条 リース期間は別表(5)記載のとおりとし、前条の搬入がなされ物件に瑕疵がないことが確認された日(以下「物件搬入日」という。)より起算するものとする。

(リース料支払方法等)

第10条 リース料の支払期日は、別表(6)記載のとおりとし、支払いは、乙指定の口座への振込みによるものとする。

2 乙は、前項の期日までに前項の口座番号等を甲に通知するものとする。

(前払リース料)

第11条 前払リース料は、支払われないものとする。

(物件の点検等)

第12条 乙又は乙の指定した者は、物件の現状、稼働及び保管状況を点検又は調査することができる。

(費用負担等)

第13条 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担するものとする。

2 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(8)記載の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を負担するものとし、リース期間中に増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払うものとする。

3 消耗的資材の補修、補充、更新は甲の負担とする。

(物件の保険)

第14条 乙は、リース期間中、物件が車輛である場合を除き別表(9)記載のとおり乙を被保険者とする動産総合保険に加入し、リース期間中これを継続して更新するものとする。

2 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従うものとする。

(1) 物件が修理可能の場合には、乙は、物件の修繕及び修復が行われた場合に限って、保険金相当額を甲に支払うものとする。

(2) 物件が滅失し、又は毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第15条第1項の債務の弁済を免れるものとする。

(物件の滅失及び毀損)

第15条 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険は、すべて甲の負担とし、物件が

修復不能となったときは、甲は、損害賠償金を乙に支払うものとする。

2 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了するものとする。

(物件の返還)

第16条 リース期間の満了等により物件が返還される時、物件の搬出は、乙の負担で行うものとする。ただし、リース期間満了後も事業参加者が引き続き使用することを前提としているので、再リース契約等を別途協議する。

別 表

(1)物件及び数量等	園芸用パイプハウス2棟及び付帯施設並びに農産物保冷庫 (別紙1明細書のとおり)
(2)物件搬入先の条件	事業参加者の物件の保守、点検及び整備に迅速に対応できること
(3)物件搬入場所	亀岡市葺田野町
(4)物件納入予定日	平成28年10月1日
(5)リース期間	60ヶ月(ただし、物件搬入日を始期とする。)
(6)支払期日	リース期間中の毎年度3月に乙の指定する口座に振り込む。 ただし、リース期間終了年度については、終了日までに乙の指定する口座に振り込む。
(7)諸費用	消耗的資材の補修、補充、更新は甲の負担とする。
(8)保管場所	亀岡市葺田野町
(9)物件の保険	動産総合保険

(別紙3)

入札事前説明概要書
(亀岡市葎田野町実践農場：パイプハウス)

- 1 リース事業の概要
このリース事業は、京都府の補助事業（担い手養成実践農場）で、公益社団法人京都府農業総合支援センターが実施する。
事業の内容は、同センターがリース会社からリース期間を定めて、農業用機械・施設を借り受けて、実践農場研修者に転貸する事業である。
- 2 リース事業の物件
園芸用パイプハウス及び付帯施設並びに農産物保冷库
詳細は仕様書のとおり
- 3 リース期間
納入の日から5年（60か月）
（平成28年10月1日から平成33年9月30日）
- 4 物件納入期限（リース開始日）
平成28年10月1日
- 5 契約時期
平成28年9月下旬
- 6 リース料金支払い時期
リース会社には毎年度末（3月）年1回払い
ただしリース期間終了年度については終了日まで
- 7 リース終了後の扱い
リース満了後はリース会社へ返還するが、リース会社と実践農場研修者との別途契約による再リース等については協議することとする。
（実際には、実践農場研修者は継続して利用することとなる可能性が高い。）
- 8 その他経費
リース会社負担：金利、運搬費、手数料、動産総合保険
- 9 取扱販売店
京都農業協同組合営農部購買課購買係
所在地 京都府亀岡市余部町天神又2
TEL 0771-22-6985
担当者 井原 弘揮（いはら ひろき）

この販売店は、実践農場研修者が希望している。
- 10 メンテナンス
実践農場研修者が別途販売店と契約する。
- 11 保管場所（納入場所）
亀岡市葎田野町
- 12 入札記入額は、消費税を除外した金額とする。

以上

入 札 書

金 額	
業 務 名	平成28年度農業用機械・施設リース事業農業用機械・施設貸付業務 (亀岡市葎田野町実践農場：パイプハウス)
リース物件	パイプハウス及び付帯施設並びに農産物保冷库
納 入 場 所	亀岡市葎田野町
リース期間	納入日から60カ月
<p>上記のとおり仕様書及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承認の上、入札いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称</p> <p>(代 理 人)</p> <p>公益社団法人 京都府農業総合支援センター 理事長 小 田 一 彦 様</p>	

備考 入札書は封書に入れて表面に「入札書」、住所氏名を記載し封印すること。

委任状

公益社団法人京都府農業総合支援センター理事長 様

私は

をもって代理人と定め、京都府農業総合支援センターが発注する事業にかかる、下記の権限を委任します。

記

委任事項

公益社団法人京都府農業総合支援センターが実施する平成28年度農業用機械・施設リース事業農業用機械・施設貸付業務（亀岡市：パイプハウス及び付帯施設並びに農産物保冷库）の入札にかかる一切の権限

受任者使用印

印

平成 年 月 日

委任者 住所
(又は所属・職名)

氏名

印

受任者 住所
(又は所属・職名)

氏名

印

(施行注意)

リース事業規程、同事務取扱要領、同別紙様式一般競争入札参加申請書、契約書様式を合わせてアップロード

